

変更届提出書類一覧表【介護老人保健施設】

■ 変更届共通提出書類 ※共通書類はいかなる変更事項においても必ず提出してください。

- ① 変更届出書(別紙様式第一号(五))
- ② 付表第一号(十六) 介護老人保健施設の許可等に係る記載事項

■ 変更事由別添付書類一覧 (上記共通書類と合わせて提出してください。)

変更があった事項	添付書類	様式	備考
事業所(施設)の名称	① 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
	② 業務管理体制に係る届出書(変更)	第2号様式	法人が所有する介護事業所が全て甲府市所在の場合、提出必要
事業所(施設)の所在地	① 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
	② 平面図	標準様式3	
	③ 位置図		
申請者の名称	① 法人登記事項証明書		
	② 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
	③ 業務管理体制に係る届出書(変更)	第2号様式	法人が所有する介護事業所が全て甲府市所在の場合、提出必要
主たる事務所の所在地	① 法人登記事項証明書		
	② 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
	③ 業務管理体制に係る届出書(変更)	第2号様式	法人が所有する介護事業所が全て甲府市所在の場合、提出必要
法人等の種類	① 法人登記事項証明書		
	② 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
	③ 業務管理体制に係る届出書(変更)	第2号様式	法人が所有する介護事業所が全て甲府市所在の場合、提出必要
代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名	① 法人登記事項証明書		
	② 誓約書	標準様式6	
	③ 業務管理体制に係る届出書(変更)	第2号様式	法人が所有する介護事業所が全て甲府市所在の場合、提出必要
登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)	① 法人登記事項証明書		
共生型サービスの該当有無	—	—	—
事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	① 居室等面積一覧	参考様式4	平面図に面積が記載されていれば省略可
	② 平面図	標準様式3	変更箇所を明示
備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業)	—	—	—
利用者の推定数	—	—	—
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所	① 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	標準様式1	変更月のもの(ただし、月の途中で変更があった場合は、変更月とその翌月のもの)
	② 誓約書	標準様式6	
	③ 管理者の兼務に係る申出書	参考様式1	同一敷地ではない他事業所の管理者又は従業者と兼務する場合、提出必要
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	—	—	—

変更があった事項	添付書類	様式	備考
運営規程	① 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
	② 【営業日、営業時間に変更がある場合】 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	標準様式1	変更月のもの(ただし、月の途中で変更があった場合は、変更月とその翌月のもの)
協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	① 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
	② 契約書		
	③ 協力医療機関に関する届出書	別紙1	
事業所の種別	—	—	—
提供する居宅療養管理指導の種類	—	—	—
事業実施形態(単独型、本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設型)	—	—	—
利用者、入所者又は入院患者の定員	① 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	標準様式1	変更月のもの(ただし、月の途中で変更があった場合は、変更月とその翌月のもの)
	② 運営規程(新・旧)		変更箇所を明示
福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあっては、委託先の状況)	—	—	—
併設施設の状況等	① 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	標準様式1	変更月のもの(ただし、月の途中で変更があった場合は、変更月とその翌月のもの)
	② 併設する施設の平面図等		
介護支援専門員の氏名及び登録番号	① 介護支援専門員一覧表	標準様式7	計画作成担当者が介護支援専門員の場合は提出してください。
	② 資格証の写し		
	③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	標準様式1	変更月のもの(ただし、月の途中で変更があった場合は、変更月とその翌月のもの)

備考1 貴事業所が指定居宅サービス・指定地域密着型サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合、又は、複数の事業所の変更届を法人で同時に提出する場合で、変更に必要な書類が重複する場合は、重複する書類のみ1部の提出でも可とします。

備考2 当該変更事項に対する添付書類で、法人登記事項証明書や契約書等の内容に変更がないものは、提出不要です。

備考3 以下の変更を行う場合、事前に申請が必要です。

- (1)敷地の面積及び平面図
- (2)建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに施設及び構造設備の概要
- (3)施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画
- (4)入所定員
- (5)管理者
- (6)運営規定(従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。)
- (7)介護老人保健施設基準第30条第1項に規定する協力病院